

障害者雇用優良中小事業主認定制度 の ご案内 (通称 もにす 認定制度)

障害者の雇用の促進や雇用の安定に関する取り組みなどが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

認定企業が地域の身近なロールモデルとなって多くの方に認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待されます。

<認定されることのメリット>

- ☆ 認定マークの使用ができます。(自社の商品、サービス、広告などに「障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます)
- ☆ ハローワークの求人票に認定マークの表示をすることができます。求職者の応募の増加が期待できます。
- ☆ 労働局、ハローワークによる周知広報の対象となります。ホームページに掲載され社会的認知度が高まります。
また、障害者雇用優良中小事業主に限定した合同面接会等も企画する場合があります。
- ☆ 日本政策金融公庫の低利融資対象となります。
詳細は「日本政策金融公庫」へお問い合わせください。
- ☆ 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります。

★ 認定は 評価基準に基づく 採点制 です。

- ①取組 ②成果 ③情報開示 の3項目があり、
50点満点中20点以上(特例子会社は35点以上)必要です。
また、それぞれの項目ごとに最低点が決められています。



<申請要件>

- ◎ 常時雇用する労働者の数が300人以下である事業主
(短時間労働者は0.5人の算定)
 - ◎ 法定雇用率を達成していること(除外率は考慮しない)
 - ◎ 常時雇用労働者数が4.3.5人未満で法定雇用障害者数がゼロの場合でも雇用率制度の対象となる障害者を1人以上雇用していること
 - ◎ 法人や個人事業主でも申請可能
 - ◎ 申請は事業主単位
 - ◎ 重大な法令違反等がないこと など
- ※ この他にも要件がありますので、詳しくは下記
<問い合わせ先>に確認してください。

<申請方法>

申請書類、実績の確認できる添付書類一式を 管轄の安定所又は兵庫労働局にご提出ください。

申請書類等は 厚生労働省のホームページから取得できます。詳細は↓

ご不明な点は事前にお問い合わせください。 <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

<流れ>

申請書類受理 → 審査 → 実地確認 → 認定・不認定 →
認定された場合は認定後のフォローアップあり

(審査は概ね3ヶ月ほどかかります)

<問い合わせ先>

ハローワーク尼崎 雇用指導官グループ TEL: 06-7664-8601
兵庫労働局職業対策課 TEL: 078-367-0810

(兵庫労働局030326)